

**中期計画**  
**(2022年度～2026年度)**

**学校法人 国際武道大学**

2022年3月23日

## 目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 将来構想並びに大学院研究科及び大学学部の取り組みについて・・・・	4
3. 教育支援に関する取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4. FD・SDに関する取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5. 附属機関に関する取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6. 学生確保に関する取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7. 広報活動に関する取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・	10
8. 学生支援に関する取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・	11
9. 学生、教職員の健康管理等に関する取り組みについて・・・・・・・・	13
10. 教育施設・設備に関する取り組みについて・・・・・・・・	14
11. 社会との連携に関する取り組みについて・・・・・・・・	14
12. 人事制度に関する取り組みについて・・・・・・・・	15
13. 管理運営・財務計画	
安定した財務基盤の確立と経費削減に向けた取り組みについて・・・・	16

## 1. はじめに

国際武道大学は、わが国の伝統的な武道精神を探究し続けるとともに、国際感覚と幅広い教養基盤の上に、武道・スポーツの専門的な知識と高度な技能を修得し、社会に貢献することのできる人材の育成を標榜している。この理念に基づいて学んだ卒業生は、社会の様々な分野をリードしていく人材として活躍しているところである。

本学は、開学以来 39 年目の年度を迎えることとなった。開学 30 年の節目に着手した学部学科の改組と教育課程の改正は 2016 年度の完成年度を待って、2017 年度に教育課程の一部改正を行った。2013 年度に導入したカリキュラムは、学生の就職状況という視点で見ると、導入以来、卒業生の就職希望者の就職率が全国平均を上回る高水準を維持し続けており、労働市場が売り手市場に大きくシフトしていることを差し引いても、社会から一定の評価をいただいたと考えている。また、2017 年度に一部改正したカリキュラムについては、2020 年度に完成年度を迎えたところであるが、当該カリキュラムは、2013 年度に導入したカリキュラムの編成に係る基本理念を継承しながら、社会的な要請をふまえて一部を改正して編成したものである。このカリキュラムで学んだ学生は、前述した学生の就職状況という視点で見ると、新型コロナウイルス感染症の影響による採用意欲の低下があったものの、前年とほぼ同水準の結果であった。

このカリキュラムで学んだ学生の自立した学修の結果が、これまでと同様の高い評価を得たものであると考えている。2021 年度には、現在のカリキュラムを社会の要請、学生の志向性等を踏まえて全面改定した新カリキュラムの運用を開始した。このカリキュラムの評価は、一定の時間が必要であるが、当該カリキュラム編成において検討されたカリキュラムの意図が高校生等に浸透し、高い評価を得られることを期待したい。

また、時間軸は前後するが、大学開設当初から設置されていた教職課程の再課程認定が行われたことに伴うカリキュラム改革に伴って編成された 2019 年度カリキュラムが運用されている。

これについては、教育職員免許法並びに同法施行規則の改正に伴う教職課程再課程認定であったが、中学校、高等学校の学習指導要領の改正を色濃く反映した教職課程改革であるということである。

これにあわせて教職課程関連科目の卒業単位への組み込みが行われたことで、教育職員免許状の取得を希望している学生にとっては、修得科目の負担が軽減されることとなった。しかしながら、教育の質保証並びに単位の実質化については、より厳格な基準が設けられることとなったことを改めて認識しておく必要がある。

また、育成した学生の評価のみならず、大学基準協会による認証評価においても、大学基準に適合している旨の評価を受けている。これまでに計画し実行してきた教育・研究・社会貢献等に関わるさまざまな事業の方向性と適切性が第三者評価によって確認されたものであると受け止めている。

また、2022 年度には第 3 期の認証評価を受けることとなるが、第 3 期においてはこれまで以上に内部質保証を重視した評価が行われることが明らかになっている。学部・研究科といった部局ごとの自己点検・評価等に取り組みを前提としつつ、全学的な教学マネジメント

の状況に、より重きを置いた評価となる。わが大学のさまざまな取り組みが高い評価を得られることを期待したい。

これからも、国際武道大学が社会に不可欠な大学として存続し続けるためには、わが大学に託された課題を着実に達成していくことが必要であるとともに、他の大学にはない独自性をより一層強化し、確立していくことが大切であることを忘れてはならない。

昨今の大学を取り巻く状況を概観すると、さまざまな改革案が実行に移される段階になりつつある。その一つは、現在の「大学入学者選抜大学入試センター試験」に代わり、2021年度入試から高大接続改革の一環として「大学入学共通テスト」の運用が開始された。当初計画されていた筆記試験の導入、外国語における外部試験の活用などについては、いくつかの問題点を解決することができず導入が見送られた。センター試験に代わる共通テストの運用開始に伴って大学独自で行う種々の入学試験において、幅広い評価を可能とする方法を含めた改革が求められており、なかでも「総合型選抜」(旧:A0入試)においても学力の評価を可能とする手段を含めた評価方法を導入することが求められている。

また、2018年度から改正された新学習指導要領の導入が始まっており、高等学校においては2022年度から年次進行での実施が決定しているところである。この新学習指導要領は、高等学校以下の学習スタイルを大きく変革することを求めている大改革であり、そのキーワードの一つが、「主体的・対話的で深い学び」である。この学びのスタイルの大きな変革は、高等学校以下の学校段階のみならず、接続する教育機関である高等教育機関としての大学においても求められているということを見逃してはならない。したがって、これからの大学における教育課程の編成、それに基づくシラバスの作成等において、これらの改革が求めているものを実現するための教育内容を求められているということである。

さらに、前述したように2018年度には教育職員免許法・同法施行規則の改正に伴う教職課程の再課程認定が行われた。国際武道大学は、体育学部武道学科、体育学科(中学校・高等学校「保健体育」一種免許状)、大学院武道・スポーツ研究科(中学校・高等学校「保健体育」専修免許状)のすべてにおいて当該課程の設置が認可され、2019年4月から新免許法下における教職課程において教員養成に取り組んでいるところである。この新たな教職課程においては、前述した高大接続改革に関連する学習指導要領の改訂点が密接に関連している。たとえば、教職課程におけるコアカリキュラムの導入と、シラバスにおける一般目標と到達目標の明示などである。これらは、新学習指導要領の枠組みの中の6つの改善事項に関連する改訂であり、教員養成を行う教職課程の設置においては、新学習指導要領の理念と目標を達成することのできる人材としての教員養成を求めていることに他ならない。したがって、教員養成が大学教育の柱の一つである国際武道大学においても、高大接続改革が求めているものとあわせて、教育職員免許法の改正によって求められているものを、具体的に実現していく施策を展開していく必要がある。

2019年3月1日に設立された一般社団法人「大学スポーツ協会」は、参加大学等の募集が行われ国際武道大学を含めて、219大学の参加が公表されている。大学スポーツ協会は大学スポーツの価値を高め、これにより社会に貢献することを設立趣旨としている法人である。国際武道大学は、武道・スポーツを通じて社会を豊かにすることを標榜していることを考えると、これまでに行ってきた様々な事業の方向性の確認とともに、国際武道大学にふさ

わしいスポーツを通じた教育・研究・社会貢献のあり方を改めて検討する機会として活用したいと考えている。

このような様々な改革や新たなプロジェクトの展開に併せて、それぞれの大学が有する各種情報の適切な開示が求められているところであり、従前にはイメージが先行する嫌いのあった学校の状況が、開示が進む様々な客観的な情報によって、現実的な姿として受験生はもちろん、社会一般の人々に受け止められるようになってきている。本学においても、大学ホームページ、法人誌 Way 等を活用し、大学の現状を適切に開示している。その他にも、保護者をはじめとする大学関係者にトピックスを取りまとめた印刷媒体や、SNS を活用する等、複数の広報手段を通じて情報の適切な開示に努めているところであり、今後も迅速で適切な情報開示がなされるよう具体的な方策を検討し続けなければならない。

乗り越えるべき大きな課題があろうとも、われわれは国際武道大学に託されたものを実現するために、着実に一步一步前進していくことが求められている。そのためには、前述した教育を取り巻く様々な変革に対し、適切に対応することができる大学運営を行うとともに、更なる発展を目指して、教職員一丸となって邁進していかなければならない。

わが大学は、38 年の歴史を積み上げてこられた先達の努力によって、現在のところ安定した経営基盤を有している。この安定した経営基盤を、より盤石なものとするべく、大学が置かれている状況とともに、大学を取り巻く様々な環境要因を考慮しながら、2021 年度に策定した 5 か年計画を一部改定し、新たに今後 5 年間の計画を次のとおり策定し、柔軟な発想力で取り組んでいくこととする。

以 上

## 2. 将来構想並びに大学院研究科及び大学学部の取り組みについて

### 将来構想について

- ① 将来構想検討会議の下に設置した「IBU 未来創造委員会」、作業部会である「未来のIBU 検討部会」ならびに「未来の組織・機構検討部会」については、国際武道大学の長期的な展望を開くための検討作業を継続する。
- ② 将来構想検討会議においては、大学院、学部のあり方について長期的な視点で検討する。併せて、職業専門大学の設置に関わる検討を進める。

### 大学院研究科及び大学学部教育について

- ① 大学院研究科においては、「高度専門職業人の育成」を標榜し、その目的を達成するために引き続き教育・研究に取り組むとともに、課程修了時における学生の学習成果を測定するための指標を策定する。
- ② 大学院教育の質的向上と教職員の能力向上を図るために、独自のFD・SD活動を推進する。
- ③ 教育職員免許法ならびに同法施行規則改正に伴う専修免許状の付与について、適切な専修免許状付与のための教育課程の運営に努める。
- ④ 大学院担当教員の専門分野の偏りについて、武道・スポーツ研究科として必要な人材の確保について検討を行う。併せて論文指導教員の充実を図るための人材育成に留意し、指導教員に係わる人材育成プログラムを策定する。
- ⑤ 研究倫理に関して、指導教員、大学院生へ研究倫理教育を継続して行う。
- ⑥ 大学院生の研究成果の発表機会について、学会発表はもとより、学内の研究雑誌等への投稿についても積極的に取り組むよう指導にあたる。
- ⑦ 学部教育と大学院教育をスムーズに連動させることにより、学部生の研究や実践力の向上に役立てることができるよう引き続き改善・改革に努め、教育指導体制を充実させる。
- ⑧ 社会人の向学志向の高まりに応えるべく、社会人向けの大学院教育のあり方について検討する。併せて、社会人の学習機会を拡大するための、1年制課程の導入について検討を進める。
- ⑨ 公益財団法人日本武道館との連携による、サテライト型の大学院教育の導入を推進する。
- ⑩ プロスポーツ選手等を中心とした人材のセカンドキャリア形成のための大学院教育のあり方、またはデュアルキャリアのあり方について検討を進める。
- ⑪ 2025年度導入を目指して、体育学部武道学科、体育学科の新たなカリキュラムの検討に着手する。
- ⑫ 体育学科においては既存のコースを再検討したうえで、新学科として開設を予定していたコースを組み込み、新学科の設置可能性と継続可能性を探り、前項の検討事項である新たなカリキュラムとの連携ができるよう検討を進める。
- ⑬ 武道学部の設置については、現在までの検討段階で明らかになった課題を整理すると

ともに、武道学科からの改組の可能性と継続可能性を検討する。

- ⑭ 女子学生の在籍者数については、在籍学生における男女比率（3：1）の目標達成に向けて継続して推進する。
- ⑮ 外国人留学生の在籍比率の引き上げについては、収容定員の2%を目処として受け入れることとし、達成方策の具体化に取り組む。併せて、外国人留学生の入学時期について検討を行い、2025年度運用開始予定のカリキュラムの検討と併せて9月入学の可能性を検討する。
- ⑯ 障害を有するスポーツ選手の競技者育成と指導者育成に関わる人材の育成のあり方について調査研究を推進する。
- ⑰ 乳幼児教育から後期中等教育までの一貫した指導者を養成するための人材育成体制について検討する、併せて教員養成課程の強化と6年間の一貫教育課程の設置並びに、職業専門大学の併設とダブルディグリーについても調査研究を推進する。
- ⑱ 在学生、卒業生の活動を支援するための海外拠点を整備するとともに、既存の海外拠点の強化と活用を推進する。特に、東南アジア地域の大学とのスポーツ・学術交流を中心とした連携の可能性を探求する。なお、当面は、ネットワークを充実させるための方策を検討する。
- ⑲ スポーツ・学術交流協定締結校との教育・研究等を中心とした交流を推進する。
- ⑳ 国際的な交流拠点として利用していたヨーロッパオフィスについては、新たに学術交流協定を締結したハンガリー国立体育大学を中心としたエリアに移設するとともに、名称を「ヨーロッパオフィス」と変更し、ヨーロッパエリアの拠点として活用することとする。

### 3. 教育支援に関する取り組みについて

#### (1) カリキュラムについて

- ① 2019年度、2021年度に導入したカリキュラムと併せて、2022年度に導入するカリキュラムの円滑な運用に努める。また、教育の質保証と単位の実質化に留意して運用する。
- ② キャップ制に伴う2年次終了時点及び3年次終了時点における必要修得単位数について、学生への指導を適切に行うとともに理解を促す。
- ③ 留年が決定した学生に対する支援方策を検討し短絡的な退学につながらないよう指導にあたる。
- ④ インターンシップ等学外における教育機会を有効に活用するとともに、単位認定方法等について具体的に検討する。特に、ヨーロッパオフィス等海外の拠点の活用方法について十分な検討を行う。
- ⑤ 2025年度から運用を開始する予定の新たなカリキュラムについては、国際武道大学独自の魅力を発揮することができるよう十分な検討を行い編成する。
- ⑥ 新たなカリキュラムの編成に際し、現行の90分15回（2単位）を1クールとした基本編成にこだわることなく、教育効果を高めることを目的に、多面的な検討を行う。

(2) WEB 学習支援システムについて

- ① 2019 年度から導入した新たなシラバスシステム、履修システムについては、運用上の課題を整理するとともに学生、教職員の習熟度を向上させながら運用する。
- ② 上記の 2 つのシステムと併せて授業評価アンケートシステム、学修達成度自己評価システム、学生カルテシステム、教職履修カルテシステムについては、それぞれの機能の連携を図るとともに、有効な活用方法について検討する。併せて、各システムの利用率を高めるよう努める。
- ③ インターンシップをはじめとする学外の施設、機関等を利用した教育については、実施方法の適切化に努めるとともに、評価の適正化とシステムの有効活用を推進する。

(3) 教職課程に関する取り組みについて

- ① 2019 年 4 月から新免許法下において認定された教職課程における教員養成を開始した。教育職員免許法が求める教員養成について適切に対応する。
- ② 新教職課程の開始に伴うカリキュラム変更については、WEB 学習支援システムを円滑に運用するとともに、教職員、学生への周知に努める。
- ③ 教育職員としての資質・能力を確実に身につけさせ、質の高い教員養成のための方策を検討する。
- ④ 教員免許更新講習については、継続して実施する。なお、教員免許更新講習の開設コースについては、受講者ニーズを適切に把握し、社会の要請に応えることができるよう努める。
- ⑤ 教員免許更新講習に関して、e ラーニングシステムを活用した教員免許更新講習のあり方を探求し、その開発について検討する。
- ⑥ 教員採用試験対策としての「教職塾」、ならびに「教員採用試験対策コーチ」との連携を図り、現役合格者の増加に向けた具体的な支援策を検討する。
- ⑦ 小学校教諭二種免許状取得プログラムについて、明星大学通信教育部との連携を継続し、小学校教諭免許状取得希望者に適切に対応する。
- ⑧ 教員免許状取得希望者に対する支援を強化することとし、その具体的な支援策を検討する。

(4) 別科武道専修課程について

- ① 学部、大学院への進学を視野に入れた学生指導を行う。併せて学部、大学院への進学に必要な具体的支援策の検討に取り組む。
- ② 別科学生募集については、海外拠点を活用した学生募集活動計画を策定し募集にあたる。併せて、海外拠点のネットワークを構築する。
- ③ 別科武道専修課程の学生受け入れ時期については、現行の 4 月入学とともに、9 月入学について、具体的な計画を作成し、2025 年度を目処として受け入れが可能となるよう検討を進める。
- ④ 入学時期の違いを十分に考慮したカリキュラムの改正を行う。

- ⑤ 外国人留学生の受け入れに関して関係法令に抵触する行為がないよう適切に指導を行う。

(5) 各種資格について

- ① 学生が取得を希望している各種資格について、適切にニーズを把握し資格取得に関わる支援を行う。
- ② 「JPSU スポーツトレーナー」資格については、検討を始める新たなカリキュラムにおいても資格付与が可能となるよう留意する。
- ③ 2025年度から導入する予定の新たなカリキュラム検討段階において、現在のカリキュラムにおいて取得可能な資格のあり方について十分に検討を行う。社会体育系の各種資格については、新たな教育体系から分離して取り扱うことを検討する。
- ④ 学生の資格取得について、展望を持たない資格取得となることがないように適切に指導にあたる。

(6) 様々な特性を有する学生の教育支援について

- ① 発達障害等様々な特性を有する学生の教育・指導にあたっては、当該学生の特性を十分に理解した上で必要な教育支援を行う。これらの支援に必要な教職員の能力開発については、外部機関の活用等を含めて推進する。
- ② 当該学生に係わる教職員等の情報共有に関しては、プライバシーを十分に考慮した上で、情報を共有する教職員等において適切な理解が共有されるよう具体的に検討した上で取り組む。
- ③ 学内のバリアフリー化について十分な検討を行い、必要な措置を講じることとする。

#### 4. FD・SDに関する取り組みについて

(1) 授業評価について

- ① 毎年前期及び後期に実施している学生による授業評価アンケートについては、継続して実施する。併せて、アンケート調査結果の有効な活用方法について、具体的な利用方策を講ずる。
- ② 定期実施している学生による授業評価アンケートのみならず、学生を対象としたヒヤリング調査等を実施するなど、アンケート調査においては把握することができない、授業改善等に資することのできる資料収集方策の具体化に向けて取り組む。
- ③ 授業アンケートの実施時期については、現在実施されている前期・後期の授業終了後の実施のみならず、授業の途中段階における中間評価、時期を定めない随時評価等の導入も推進する。

(2) FD・SD活動について

- ① 体育系大学FD・SD研究会の活動として実施している全教職員を対象とした「FD・SD研修会」を継続して実施する。併せて、大学間連携協定を締結している国内大学との

連携のあり方についても検討する。

- ② FD・SD 研修会・研究会の発表者のあり方について、教員による発表が多い傾向があるため、幅広く発表機会が提供できるよう、その具体的な改善方策について検討する。

## 5. 附属機関に関する取り組みについて

### (1) 附属図書館について

- ① 学生の利用者の増加を図るための具体的な方策を講ずる。
- ② 開館時間のあり方について、学生を中心とした利用者アンケート調査、開放対象の市民の意見等をふまえて、具体的に検討する。併せて、開館時間の変更に伴う勤務のあり方についても十分な検討を行い、加重負担とならないように配慮する。
- ③ 勝浦市民等を対象に利用を開放しているが、市民等への周知等について勝浦市役所等関連機関の協力を得て、利用を拡大するために適切な広報活動を行うとともに、利用にあたっての支援を行う。
- ④ 外部委託に移行した附属図書館のあり方について、担当委員会において検討するとともに、引き続き質の高いサービスを提供できるよう努める。
- ⑤ 選書のあり方について検討するとともに、蔵書の構成のあり方、蔵書保管の方法について検討する。
- ⑥ 蔵書のデジタル化について検討を進め、Web 利用可能な図書について活用方法を含めて検討する。

### (2) 附属武道・スポーツ科学研究所について

- ① 研究誌の発行を継続して行う。その際、印刷物による発行と併せて情報システム課と協力してデジタル媒体による発行も推進する。
- ② 教職員の研究への取り組みを支援するための具体的な方策を講ずる。
- ③ 研究所研究員の配置については、研究所のあり方について具体的に検討した上で行う。
- ④ 研究所独自の外部資金獲得の方策について具体的な方策を検討する。併せて、教職員による研究のための学部資金獲得について具体的な支援方策について検討する。
- ⑤ 研究活性化のための研究会、研修会等の開催について具体的な方策を検討した上で実施する。
- ⑥ 研究所施設・設備及び所有する実験器具・測定機材等について適切に教職員に周知し、有効活用ができるよう具体的な方策を講ずる。
- ⑦ 研究所に配架されている資料等について、有効な活用ができるよう情報システム課・附属図書館と協力して公開方法、利用方法について具体的な方策を講ずるための検討に取り組む。
- ⑧ 将来的に独立採算が可能な研究所のあり方について検討する。

## 6. 学生確保に関する取り組みについて

### (1) 入学試験について

- ① 総合型選抜、学校推薦型選抜、学校推薦型選抜（指定校）、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人選抜、帰国者選抜、外国人留学生選抜、編・転入学者選抜については、現行の実施体制を基本として継続し実施する。
- ② 2021年度入試から導入しているスカラシップ選抜については、継続して実施するとともに、スカラシップ制度における選抜方法と運用方法を引き続き検討する。
- ③ 高大接続改革に伴い、2021年度入試から導入された入試制度改革について、適切な情報開示と予告広報に努める。併せて、文部科学省において、新学習指導要領が適用される2024年度に実施する試験から導入される試験内容については、引き続き情報収集するとともに、遅滞なく対応できるよう準備する。
- ④ 入学者選抜の評価方法について、特に学力評価に関しては単なる量的測定に陥ることなく幅広い能力を評価できるよう十分な検討を行う。
- ⑤ 障害者、LGBT等について、無理解による差別が生じることがないように、十分な配慮を検討し受け入れる。特に入学試験における願書等の書式、記載内容については、慎重に取り扱う。

### (2) 学生募集に関わる広報と学生募集活動について

- ① 現行の広報活動の効果測定を適切に行い評価した上で、効果的な広報活動を展開することができるよう努める。また、現在トライアルで行っているSNS等を活用した広報活動について対象を適切にフォーカスした上で継続して検討する。
- ② 教育実習参観指導を利用した学生募集活動に関しては、効果測定を適切に行った上で、高等学校を中心とした具体的な学生募集計画を策定する。
- ③ 学生募集の基盤となっている学友会クラブ指導者を中心とした学生募集に関して、現行の枠組みにとらわれることなく柔軟に募集方策を検討する。なお、学生募集に関わる旅費を中心とした費用に関しては、原則として実績主義を検討した上で、具体的な配分案を策定する。
- ④ 同窓会を活用した学生募集活動については、現在、教職に従事している同窓生を中心とした「IBUリクルーター」による学生募集を行っている。この活動を全国的に展開できるよう計画的に拡大していくこととし、併せて、当該活動と入試・広報センターを中心に行っている学生募集活動を有効に連携させながら活動できるよう具体的な方策を検討する。

### (3) 大学入学共通テストについて

- ① 大学入学共通テストについては、大学入試センター試験同様、従来どおり継続して実施する。
- ② 入学試験の実施方法については、実施する入学試験の種類、実施時期、選抜方法の総合的な検討を行い、「大学入学共通テスト」の利用の仕方について引き続き十分な検討を行う。

- ③ 特に、文部科学省において、新学習指導要領が適用される 2024 年度に実施する試験から導入することを計画している試験内容については、適切に情報収集し、遅滞なく対応できるよう準備する。併せて複数試験のレベル調整に関しては慎重に検討する。  
(6 の (1) の ③ の一部を再掲)

#### (4) 就学支援について

- ① スポーツ奨学生、強化指定選手スポーツ奨学生等、競技能力を基準とした奨学生制度については、現行の制度を継続して運用する。また、2021 年度入試から導入したスカラシップ選抜についても同様に継続する。
- ② 島嶼部出身者を対象とした奨学制度、在籍者の内兄弟姉妹を対象とした奨学制度、生活困窮者を対象とした奨学制度等、支援目的別の奨学制度については、現行の制度を継続して運用する。
- ③ 地元千葉県出身者を対象とした新たな奨学制度について、その導入にあたって具体的な方策を講ずる。
- ④ 女子学生比率 25%を達成するために、女子学生を対象とした奨学制度について、その導入にあたって具体的な方策を講ずる。
- ⑤ 国による新たな所得基準を用いた奨学金については、当該奨学金の対象大学として継続できるよう適切な運用を行うとともに、これに関わる適切な準備を行う。併せて、当該奨学金導入に伴う既存の奨学金とのあり方について十分な検証を行う。

### 7. 広報活動に関する取り組みについて

#### (1) 学生募集のための広報活動について

- ① 受験専門企業を媒介とした、高等学校における模擬授業あるいは進路相談会等への参加等の活動については継続して行う。併せて、志願者獲得数等の効果測定を適切に実施し、有効な広報活動となるよう検証し改善に努める。
- ② 高校生を対象とした各種大会パンフレット・プログラム等を利用した広報活動に関しては、競技種目毎の特性を十分に考慮した上で、適切に実施する。併せて、必要な効果測定を適切に実施し、今後の広報活動に資することができるよう向上に努める。
- ③ 設置型の広報媒体（看板等）については、その有効性を十分に検討した上で、今後の方策を検討する。
- ④ 印刷媒体を利用した広報活動については、印刷媒体ごとの効果測定を実施した上で、2025 年度を目処に、代替広報手段に置き換えた上で、全廃することを前提に検討作業を行う。

#### (2) 大学ホームページ等を活用した広報活動について

- ① 情報システム課、入試・広報センター並びに学生支援センターが密接に連携しながら、大学ホームページを活用した広報活動の充実を図るための具体的な方策を検討する。

- ② SNS等を活用した学友会所属団体の活動内容の紹介等については、大学ホームページの活用とともに、より効果的な具体的方策の検討を行う。
- ③ 高校生が多く活用しているYouTube等の動画を活用した広報活動の展開については、情報システム課、入試・広報センターにおいて具体的な展開方法を検討したうえで行う。

(3) 機関リポジトリの充実に向けた取り組みについて

- ① 附属武道・スポーツ科学研究所と附属図書館及び情報システム課が連携しながら、教育・研究活動を広く共有することができるよう機関リポジトリの充実を図るための具体的な方策を講ずる。
- ② 教職員の教育活動・研究活動の成果について、取りまとめた成果を公開する方法として、デジタル出版について具体的な方策を立て推進する。
- ③ オンライン授業動画、オンデマンド用授業動画については、IBU教育アーカイブスとして、学生が予習・復讐等に活用できるよう整備を検討する。

(4) 広報誌Wayについて

- ① 法人広報誌であるWayを利用した広報活動のあり方について、より具体的な方策を検討する。特に紙面構成について、新たな取り組みを含めた魅力あるコンテンツとなるよう努める。
- ② Wayの配布先については、効果的な広報となるよう効果測定を適切に行い、具体的な方策を検討する。
- ③ 法人広報誌Wayについても、デジタルコンテンツへの移行に向けて取り組む。

(5) その他

- ① 報道機関を対象とした定期的なプレスリリース機会の持ち方について、具体的な方法を検討する。

8. 学生支援に関する取り組みについて

(1) キャリア支援について

- ① 計画的なキャリア支援プログラムを策定し展開する。なお、初年次から卒業年次までの系統的で段階的なキャリア支援プログラムとなるよう留意する。
- ② 社会・経済状況の変化等に伴う採用計画の変更等については、適切な情報収集を行い、学生の指導にあたるとともに、必要な支援のあり方について検討する。
- ③ キャリア支援担当部局で行われるキャリア支援と教育課程の中に組み込まれているキャリア教育関連科目との適切な連携を図り、キャリア支援の充実に努める。

(2) キャリア支援に関わる外部機関等との連携について

- ① 後援会との連携事業である「オヤジ・オフクロのセミナー」については、継続して実

施するとともに、併せて授業として開設している「インターンシップ」との適切な連携を図る。

- ② 労働政策上の課題となっている早期離職回避対策の一つである、産官学連携による職種研究「目で見えるインターンシップ」を活用するとともに、求職者である学生のキャリア支援に生かすことができるよう検討する。
- ③ 求人企業との連携による学内におけるリクルート活動について、学生の参加が容易となるよう学生への周知の仕方、開催時期・時間等を工夫し、更なる活用を図る。
- ④ 現在行っている「ハローワーク」との連携については、継続して実施するとともに、より有効な活用の方策を検討する。

### (3) 学友会支援について

- ① 学友会所属団体に対して、適切な予算管理・部費管理、並びに適切な執行について指導するとともに、年次報告を遅滞なく行うことができるよう支援する。
- ② クラブ単位の活動資金確保のためのクラウドファンディングの創設に向けて検討を進めるとともに、創設に向けた準備を行う。
- ③ 特別強化指定クラブについては、第1期の強化期間(4年間)が2018年度で終了し、2019年度から第2期強化期間(4年間)がスタートした。第1期強化期間において選定したクラブ(女子サッカー部、女子ハンドボール部、女子バスケットボール部、女子ラグビー部、女子バレーボール部)のほかに、新たに「女子ソフトボール部」を特別強化指定クラブに加え、継続して強化を図る。
- ④ 対外試合における遠征費用に関して、前述したクラウドファンディング等を活用した活動資金の獲得を検討するとともに、必要性を考慮した上でバス事業者等との一括借り上げ契約等幅広い支援可能性を探る。

### (4) 後援会及び同窓会との連携について

- ① 後援会、同窓会との連携を強化し、学生生活及び学生の就職活動支援等に効果的な役割を果たすことができるよう、具体的な活動計画を策定する。
- ② 後援会支部総会とともに毎年開催されている個別面談会については、今後も継続して開催することができるよう、後援会との十分な連携を図る。併せて、在籍学生の状況を見極めながら開催場所の検討を行うとともに、保護者の参加しやすい開催時期についても、これまでの慣習にとらわれることなく、実施方法を含めて計画を策定する。
- ③ 同窓会との連携については、前述した学生募集に関わる連携に留まらず、学生のインターンシップ等学外における学修機会の拡充を図ることができるよう検討を進める。
- ④ 同窓会との連携を強化するための方策として、学園祭を活用したホームカミング日の開催などについて検討する。

### (5) 奨学金制度について

- ① 日本学生支援機構等が提供する奨学制度の適切な利用について、学生を指導するとともに、返還についての指導についても十分に行う。

- ② 2020年度に改定した家計急変に対する支援を目的とした奨学金については、制度の趣旨を学生・保護者に周知するとともに、適切な運用を進める。
- ③ 国による新たな所得基準に基づく奨学金については、当該奨学金の対象大学となるよう準備にあたる。併せて各種奨学金とのあり方について具体的に検討する。(6の(4)の⑤を再掲)

#### (6) 危機管理対策について

- ① 学生支援の一環として、事件・事故に関わる支援の方策を具体的に検討する。
- ② 自然災害に関する対策の一環として、作成されている危機管理マニュアルの改正を適切に行う。
- ③ 危機管理マニュアルに基づく災害避難訓練を適切に実施するとともに、在籍学生の安否確認の具体的な方策について検討するとともに、実用性等の検証を訓練の一環として行いながら、ブラッシュアップしていく。
- ④ 災害時の避難場所として指定されている大学施設に関しては、適切な活用を図ることができるよう勝浦市、消防署等関連機関と十分に協議を行うこと。併せて大学の機能再開についても検討・協議する。

#### (7) 様々な特性を有する学生の支援について

- ① 発達障害等様々な特性を有する学生の教育指導にあたっては、当該学生の特性を十分に理解した上で必要な教育支援を行う。これらの支援に必要な教職員の能力開発については、外部機関の活用等を含めて検討する。(3の(6)の①を再掲)
- ② 当該学生に係わる教職員等の情報共有に関しては、プライバシーを十分に考慮した上で、情報を共有する教職員等において適切な理解が共有されるよう具体的に検討した上で取り組む。(3の(6)の②を再掲)
- ③ 奨学金制度とは異なる、各種支援員の配置等就学支援制度について、その必要性を含めて検討する。

### 9. 学生、教職員の健康管理等に関する取り組みについて

#### (1) 健康管理について

- ① 学校保健安全法に規定されている健康管理の他に、学生及び教職員の健康の維持・管理のための具体的な方策を講ずる。
- ② 教職員、学生のメンタルヘルスについて、健康管理室、学生相談室で連携してメンタルヘルス向上に取り組むとともに、外部専門家の協力を得て適切な相談体制等を構築する。
- ③ 学生相談室、コンディショニング室、健康管理室の相互の連携を図り、適切な健康管理のための支援が可能となるよう、具体的な方策を講ずる。
- ④ 発達障害をはじめとして、さまざまな障害を有する学生について、その支援の方法について、具体的な方策を検討する。

(2) 学生のコンディショニング支援について

- ① 競技生活を続けている学生のための強化プログラム、リコンディショニングプログラム等をはじめとする競技者支援については、専門家の協力を得ながら、学生のニーズに対応することができるよう具体的な支援方策を検討する。
- ② 学生のための栄養相談、医事相談等を適切に運用し、学生等の競技生活支援に有効に活用するための具体的な方策を検討する。また、2019年度から導入した「女性アスリート」を対象とした相談体制についても継続して、重点的に取り組む。

10. 教育施設・設備に関する取り組みについて

(1) 施設・設備の改修について

- ① 施設・設備の改修については、具体的な年次計画を策定し、計画的に取り組む。特に学生が授業等において頻繁に利用することによる劣化、あるいは経年劣化等については優先的に改修を進めるよう計画を策定する。
- ② 改修にあたっては、予算策定段階から、執行段階における競争的な取り組みに関して十分な検討を行う。
- ③ キャンパスのバリアフリー化については、収容する学生の特性、あるいは災害時避難場所としての利用等を考慮し、改修計画を十分に検討したうえで着手する。

(2) 施設・設備の新築等について

- ① 施設・設備の新築等に関しては、現在不足している教育施設、スポーツ施設等を十分に調査検討した上で、具体的な新築整備等の計画を策定する。
- ② 統合等によって現在使用されていない近隣の教育機関において、活用可能な施設の有効利用に関して、当該施設の管理者と協議の上、活用のための具体的な方策を検討する。

11. 社会との連携に関する取り組みについて

(1) 国際交流に関する取り組みについて

- ① 国際交流センターを中心として、各種協定を締結している大学等との連携を強化するとともに、共同で実施できる事業について具体的に交渉・検討を行い推進する。
- ② 在籍学生の各協定校における留学、短期研修を促進するとともに、活発な活動を行うことができるよう、具体的な支援方策を検討する。併せて、各協定校から来学する留学生に関して、適切な学修機会を提供することができるよう、具体的な支援策を講ずる。
- ③ 短期外国人研修生を積極的に受け入れるとともに、研修生のニーズを的確に把握し、効果的な支援策を検討する。
- ④ 国外の協力機関等との連携を強化するために、ヨーロッパオフィスを中心としたネッ

ネットワークの構築について、具体的な計画を策定し取り組む。

(2) 自治体及び各種団体との連携について

- ① 地域で行われている武道・スポーツを活性化するための支援を行う。併せて、学生等の活動の場を拡充するための具体的な方策を講ずる。
- ② 公益財団法人日本武道館との連携により、中学校武道必修化に対応した指導者講習会を支援するための具体的な方策講ずる。
- ③ 勝浦市と締結している「勝浦市と国際武道大学との連携に関する包括協定」に基づき、各種連携事業を計画するとともに、勝浦市民との連携を図ることができる具体的な方策を講ずる。

(3) オリンピック・パラリンピック支援について

現在設置している「オリンピック・パラリンピック支援課」については、社会活動支援課に統合し、必要な業務内容は継続して取り組むこととする。

12. 人事制度に関する取り組みについて

(1) 新規採用について

- ① 教職員の新規採用については、人事計画を考慮した上で、計画的な採用ができるよう年度ごとの具体的な採用計画を策定する。
- ② 採用にあたっては、原則として常用雇用に移行できることを前提としたうえで人選にあたる。社会・経済状況を考慮し、任期制の採用あるいは嘱託採用のあり方について十分に検討し、新規採用段階から常用雇用移行についても検討する。

(2) 現行の雇用形態について

- ① 現在雇用されている教職員の身分について、現行法規を遵守しながら、安定的な雇用が確保できるよう計画的に進める。
- ② 現在の任期制あるいは嘱託といった雇用形態の教職員については、十分に検討した上で規程等を見直し、常用雇用への移行方法について検討する。
- ③ 現行規定による再雇用制度の上限年齢については、公的年金の繰り下げ期間が5年間延長（75歳まで）されることを考慮し、延長を含めた検討を行う。

(3) 教職員の能力開発について

- ① 2012年度に導入した教員人事計画に基づき、定期的な教員資格審査を実施することにより、より高度な教育・研究体制が構築できるよう継続して実施するとともに、適切に運用することができるよう具体的な方策を講ずる。
- ② 審査最終年度にあたる資格審査該当教員について、資格要件が満たされなかった場合の身分上の取り扱いについて、適切に情報を開示し十分な理解が得られるよう配慮する。

- ③ 2017 年度から試験的に運用を開始した職員の能力評価制度については、制度の運用を行いながらブラッシュアップし、本格的な運用が可能となるよう具体的な方策を講ずる。また、能力評価制度による評価に連動した賃金のあり方についても検討を行う。
- ④ 教職員の能力開発の一環として実施している、FD 活動と SD 活動を連携させながら、効果的に実施することができるよう、具体的な方策を検討する。
- ⑤ 体育系大学 FD・SD 研究会の一環として実施している FD・SD 研修会については、教職員の能力開発に資することができるよう継続して実施する。(4 の (2) の ① の一部を再掲)

(4) 効率的な人員配置について

- ① 現在、将来構想検討会議の下に設置されている「未来の組織・機構検討部会」において議論が進められている内容を具体的に検討しながら、効率的な組織のあり方を計画するとともに、効率的な人員配置のあり方を探る。
- ② 東京事務所を改組して設置した「東京サテライトオフィス」の活用方法について、所員配置のあり方と併せて、具体的な活用方法について継続して検討する。
- ③ 一般社団法人大学スポーツ協会設立に伴って設置した、武道・スポーツセンターについては、当面は現行組織を横断的に連携させることで対応する。併せて、今後のあり方については運用しながら具体的な方策を検討する。

(5) 給与、各種手当のあり方について

- ① 現行の給与規程については、組織の統合等が進行することによるポスト削減がもたらす影響を考慮した上で、給与のあり方について「人事制度・給与体系の改革プロジェクトチーム」において具体的な検討を継続する。
- ② 現行の各種手当について、実態に即した手当が支給されているのか等を含めた手当のあり方について、抜本的な改革を前提とした、具体的な手当のあり方について検討する。各種手当についても「人事制度・給与体系の改革プロジェクトチーム」において検討する。

13. 管理運営・財務計画：安定した財政基盤の確立と経費削減に向けた取り組みについて

(1) 管理運営について

- ① 法人組織と教学組織の有機的連携を促進するため常務理事会の機能強化をより実質的なものとして充実させる。
- ② 常に組織の検証を行い、合理的組織の構築に努め、より適切な管理運営を行う。

(2) 財務計画について

- ① 本学の理念・目標を実現するためには、施設・設備に関わる経費、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費を十分に保証するための財政基盤の健全化が必要であり、学

生の収容定員充足率や教職員数の適正化、教育研究経費支出や管理経費支出を常に点検・改善し、健全なる大学運営を行うための予算編成を行う。

(3) 予算編成について

長期的にバランスの取れた財務計画を目標として、2021年度から2028年度の8年間にわたる収支計画をもとにした予算編成を基本方針とする。

- ① 収容定員を基準とした学生生徒等納付金収入を考慮した上で編成する。
- ② 原則として収支均衡を基準として、収入の増と支出の削減を進める。

(4) 各種募金、外部資金の獲得等について

- ① 各種の募金については、目標額を達成することができるよう広く周知するとともに、募集方法について効果的な方策を講ずる。
- ② 既存の募金のあり方ではなく、柔軟な発想による募金のあり方を検討し、具体的な展開ができるよう検討する。
- ③ 科学研究費補助金等の外部資金獲得を積極的に支援し、研究基盤の強化とともに、財政基盤の安定化のための具体的な方策を講ずる。
- ④ 募金の目的によっては、クラウドファンディング等の活用を含めて具体的に検討する。

(5) 経費削減について

- ① ランニングコスト削減については、環境に配慮した省エネと節約の具体的な方策を講ずる。
- ② 建築物の老朽化に伴う改築・改修については、必要に応じて建て替え、修繕等を適切に実施し、改築、改修・修繕等の先延ばしによる必要経費の増加等の事態が生じないように効率的な計画を策定する。
- ③ 学内ネットワークに関わるシステムを改修し、2019年4月から運用を開始したが、運用上発見された不具合等については適切に改修し、学生、教職員等利用者の利便性を損なうことがないよう計画を進める。また、新システム導入によるコスト削減効果について検証を進める。
- ④ 経営に係わる抜本的な検討を行うために「経営改革プロジェクトチーム」を編成し、中期的な経営改善計画を策定し、安定した大学経営に資することができるよう検討を進める。

以上